

青森市障がい者総合プランの概要

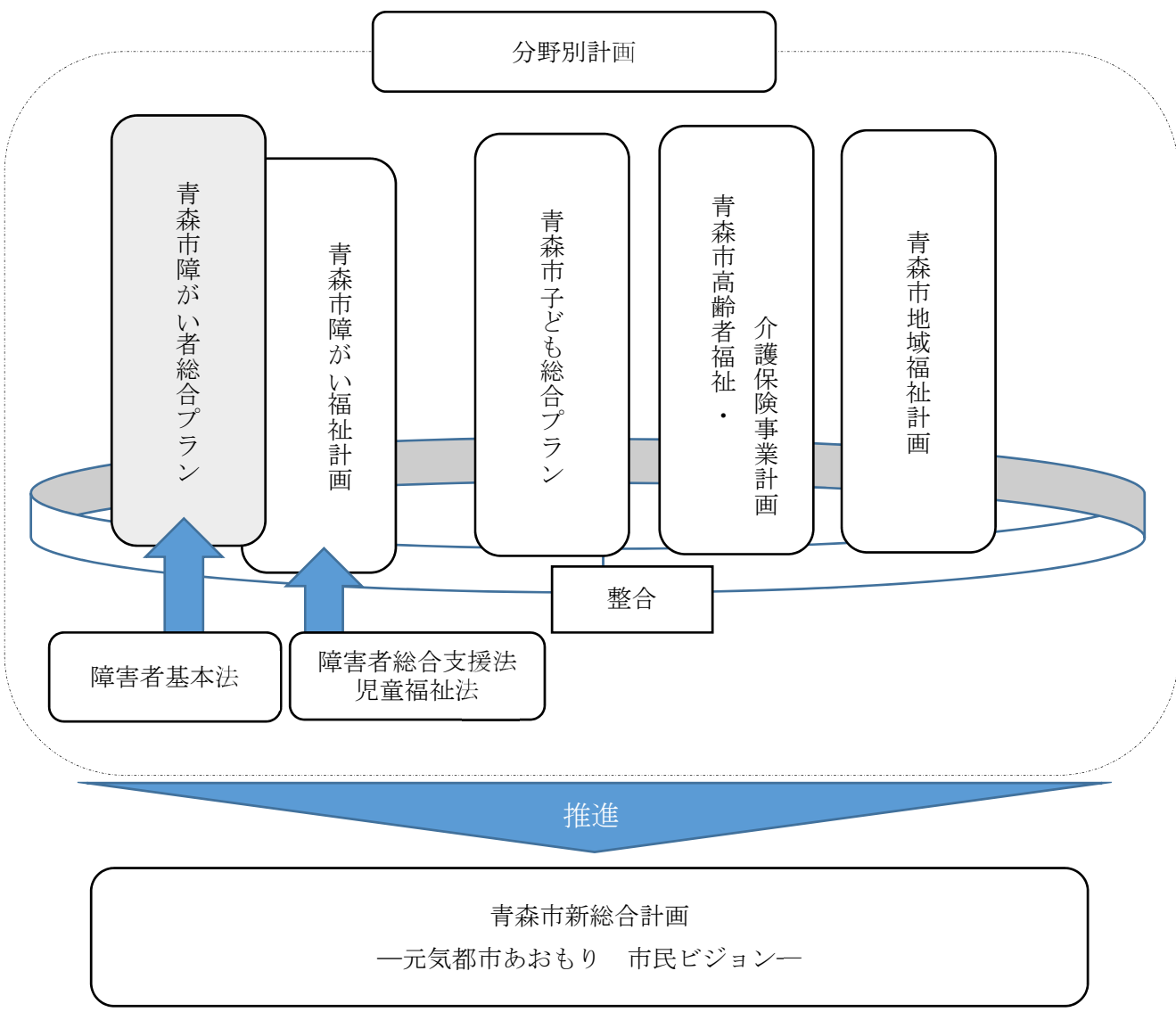
1 プラン策定の趣旨

障がいのある方を取り巻く環境や情勢の変化に対応するとともに、本市におけるこれまでの障がい者施策の状況を踏まえ、障がいの有無に関わらず、互いを尊重し、支え合い、誰もが安心して暮らせる共生社会を目指し、新たな障がい者施策の総合的な計画を策定しました。

2 プランの位置づけ

本計画は障害者基本法第 11 条第 3 項に基づき、市町村が策定しなければならない障がいのある方のための施策に関する基本的な計画であり、「青森市新総合計画後期基本計画」に掲げる施策である「障がい者の地域生活支援の充実」、「障がい者の自立した生活の確保」を推進するための分野別計画です。

また、「青森市地域福祉計画」や「青森市子ども総合プラン」などと相互に連携しながら障がい者施策を総合的に推進します。



3 プランの期間

本計画の期間は、平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間です。

4 計画の体系図

基本理念	誰もが互いを尊重し、支え合い、地域で安心して暮らしながら、生きがいを持って参加できる社会の実現			
基本方向 (4)	1 互いを尊重し支え合う社会の形成	2 障がい者の地域生活支援の充実	3 障がい者の自立した生活の確保	4 障がい者の安全・安心な暮らしの確保
施策 (12)	①障がいに対する理解の促進 ②権利擁護の推進	①生活支援の充実 ②人材の育成と確保 ③地域生活支援サービスの充実 ④保健・医療の充実	①療育・医療の充実 ②雇用・就業の促進 ③社会参加・参画の促進	①生活・住環境の整備 ②障がい者の安全・安心な暮らしの確保 ③情報バリアフリー化の推進